

# 昭和戦前期の漢文教育に関する研究

— 教育課程・教育言説・教科書の動向 —

西岡智史

## 1. はじめに

漢文教育は現在、国語科における「伝統的な言語文化」の中に位置づけられている。しかし国語教育史上、漢文教育はどのような役割を果たし、またそこでいかなる可能性を有していたのであろうか。この問題は言語文化教育のあり方を考察する上での手がかりにつながり、また現在の漢文教育についての考察を深める一助となりうる。

近年の明治漢文教育史研究としては、浜本純逸(2012)が存在する。浜本は国語教育史研究の視点に基づき、明治34年『中学校令施行規則』をもって目的・内容の両面で近代的な漢文教育(中学校の「国語及漢文」科)が確立されたと指摘している<sup>1)</sup>。そしてそれは1937(昭和12)年に「国語漢文」科に代わるまでの約40年間、漢文教育を方向づけたといわれる<sup>2)</sup>。ただし、そこで言及されている昭和戦前期漢文教育に関しては、検討の余地が残されている。

一方で、長谷川滋成『漢文教育史研究』(青葉図書、1984年)や石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』(湘南社、2009年)においては、昭和戦前期の漢文教育が研究対象に含まれている。その研究において、長谷川は漢文教育課程の通史を示しており、石毛は漢文教育における忠孝道德の面を指摘している。しかしながら、今後はそれ以外の面(前の時代の漢文教育との関連や、この時期に新たに加えられた特徴など)についても分析を進めていく必要があると考える。この領域に着目することで、近代国語教育と漢文の関連性や、その変遷をより明らかにできると考えられるからである。そこで本研究では、以下の方法を用いて検討を進めることとする。

- ①昭和戦前期の中学校教育課程における漢文の位置を検討する。
- ②漢文教育言説に着目して、①の時代要因などを検討する。
- ③大東文化協会編『皇国漢文読本編纂趣意書』(1937年)の例に着目して、昭和戦前期の漢文教科書の編纂方針を検討する。

以上の検討を通して、昭和戦前期の漢文教育の特徴に

ついて考察を行なう。長い歴史を有する漢文教育に着目することは、その時代の教育への要請、教育思潮の推移を読みとる上で有用であると考えられる。

## 2. 昭和戦前期の教育課程における漢文の位置

### 2-1. 明治期における近代的漢文教育の確立

本節では昭和戦前期の中学校教育課程において、漢文教育がどのように位置づけられていたのかを明らかにしたい。その前段階として本項ではまず、明治期の中学校における漢文の位置づけと、その時代背景について概観しておく。

旧制中学校における国語科教育の起点は1886(明治19)年の「中学校令」における「国語及漢文」科にまでさかのぼることができる。そこで「国語及漢文」の内容については「漢字交り文及漢文ノ購読書取作文」(「尋常中学校ノ学科及其程度」第五条)と規定されていた<sup>3)</sup>。この制度下で文部省の検定を経て、教科書が編纂された。

1901(明治34)年の「中学校令施行規則」ではその目的について、次のように規定されている。

国語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ、正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ、文学上ノ趣味ヲ養ヒ、兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス

この「国語及漢文」科の基本方針によって、近代国語科教育の制度的な確立がなされたといわれている<sup>4)</sup>。またこの「中学校令施行規則」によると、授業時数に関しては1~3学年において「国語及漢文」と「外国語」が全時間の約半分を占めており、そこに当時の旧制中学校における語学重視の方針が読み取れる。なお、「学制」期の「国語」科や「教育令」期の「和漢文」科のように、「中学校令」以前にも「国語及漢文」科に相当する教科が存在していたことをここに付言しておく。

先に挙げた1886(明治19)年の「中学校令」における「国語及漢文」科の学科内容の規定(「漢字交り文及漢文ノ購読書取作文」の部分)からは、漢文が国語よりも優位に位置づけられている印象を受けるが、その次に引用した1901(明治34)年「中学校令施行規則」の文言(「国

語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ、正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ」の部分)ではほぼ同等になった印象を受ける。とはいえ昭和戦後期における国語科の漢文学習とは異なり、明治期では制度上漢文が古典の枠内に限定されておらず、一応は実用語として位置づけられていたことは読みとれる。もっとも、明治期の中等教育は旧士族など一部の階層しか享受できなかった。そのため、明文化されていないものの学校教育制度全体から見ればやはり、実質的には教養的要素が強かったのではないかと考えることもできる。

## 2-2. 昭和戦前期における漢文教育の推移

前述したように、近代的な漢文教育は制度上明治30年代に確立したが、その後時代が下るにつれて漢文教育の位置づけや実態は徐々に変化することとなった。明治後期以降、口語文体・言文一致の新しい書き言葉が普及するうちに、一般社会において漢文の実用性は次第に低下し、そのなかで幾度か漢文廃止論が教育界・言論界で提起されることになったのである。明治期の漢文廃止論争は明治33年頃にピークを迎え、その後一旦収束した。しかし、この問題は、大正7年に国語学者・上田万年が漢文教育廃止論を提案したことで再燃し、大正10年には漢文教育存続派が衆議院に「漢学振興ニ関スル建議案」を提出した<sup>5)</sup>。大正デモクラシーや大正自由教育運動の風潮とも関連して、口語文の使用や生活綴方運動が流行した一方で、その行き過ぎを憂慮する世論を受けて漢文教育のあり方が再確認されることとなったのである。

1931(昭和6)年1月10日には、「中学校施行規則」が改定された。そのなかで「漢文購読」の教材は「国体ノ精華、民俗ノ美風、賢哲ノ言説ヲ叙シ」たもので「邦人ノ著作ニ係ルモノ」を主とし、「徳教ニ関係深キ漢籍」からも選ぶようにと示されていた。またこの時に「国語及漢文」は「国語漢文」へと名称変更され、両者の連携が図られることとなった。そしてこれに伴って明治44年公布の「中学校教授要目」も改正された。「国語漢文」は従来通り国語講読・漢文講読・作文・文法及び習字の5領域で構成され、各領域の授業時数が定められた。

この1931(昭和6)年の「中学校令施行規則」における漢文教育の位置づけについては、次のように述べられている。

国語漢文ハ普通ノ言語、文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ発表シ文字ヲ端正ニ書写スルノ能ヲ得サシメ国民性ヲ涵養シ文学上ノ趣味ヲ養ヒ知徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス

国語漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ平易ナル近古文ヨリ簡易ナル上古文ニ及ボシ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ簡易ニシテ実用ニ適スル国文ヲ

作ラシメ国語文法ノ大要及習字ヲ授クベシ

(「中学校令施行規則中改正」,「第二章 学科及其ノ程度」の「第七条」<sup>6)</sup>)

この「国語漢文」の文言によると、漢文教育は漢学や漢作文を習得することよりも「講読」中心であり、その目的は「普通ノ言語、文章」を理解し使いこなすために役立てるところにあるといえる。これが公布された時期には、一般社会における漢文自体が既に実用語の地位から転落していたといわれるが<sup>7)</sup>、この文言の「現時ノ国文ヲ主」とし「実用ニ適スル国文ヲ作ラシメ国語文法ノ大要及習字ヲ授ク」という部分から、教育課程の上でも国語が主、漢文が従の方針がとられていたことが読み取れる。

この「中学校令施行規則」の改正に伴って1931(昭和6)年2月に公布された「中学校教授要目改正」<sup>8)</sup>では、漢文教育に関して次のような記述がなされている。

漢文講読ハ読方及解釈、暗誦ヲ課シ其ノ材料ハ国語講読ノ場合ニ準ズ而シテ邦人ノ著作ニ係ルモノヲ主トシ更ニ徳教ニ関係深キ漢籍ヨリ之ヲ選ブベシ

(「注意」より引用)

国語漢文ノ教授ニ際シテハ常ニ生徒ノ思想感情ヲ啓発陶治シ之ニ由リテ高尚ナル人格ヲ成シ特ニ愛国的精神ヲ養ハント期スベシ

「邦人ノ著作ニ係ルモノヲ主トシ」とは日本漢文を漢文教材の主要とするということであろう。さらに「徳教ニ関係深キ漢籍ヨリ之ヲ選ブベシ」というところから、この時期の漢文教育が言語教育だけでなく徳育の効果をも図っていたことが分かる。

その後、1935(昭和10)年の政府による国体明徴声明を受けて、1937(昭和12)年3月31日には師範学校、高等女学校の教授要目とともに「中学校教授要目」が改正された。

ここで問題となった国体明徴とは、昭和初期における美濃部達吉による天皇機関説と上杉慎一による天皇主権説との論争から端を発した政治問題のことである。岡田啓介内閣に対立する勢力は天皇機関説への攻撃に便乗し、政権批判を行なった。政府は事態収拾のため美濃部の著書を発禁処分とし、天皇主権説を迫認する国体明徴の訓令を発したが抵抗は収まらず、1935年8月に再び国体明徴声明を発した。この事件の背景には世界恐慌による社会不安、財閥・議会政治の腐敗、共産主義やファシズムの台頭、陸軍の政治力増大などがあり、この事件の翌年には二・二六事件が発生している。

この国体明徴に伴う「中学校教授要目中改正」<sup>9)</sup>(昭

和12年3月)では、漢文について以下のように記述されている。

国語漢文ニ於テハ国語ノ理会及応用ノ能ヲ得シメ漢文ノ読方及解釈ノカヲ養ヒ特ニ我ガ国民性ノ特質ト国民文化ノ由来トヲ明ニスルコトニ注意シ国民精神ノ涵養ニ資スルコトヲ要ス

(中略・引用者)又漢文ニ於テハ漢文ノ語彙・構造等ノ特質ニ留意シテ国語トノ関係ヲ明ニシ漢文ノ正確ナル理会ニ就キテ指導スルト共ニ其ノ我ガ精神生活ニ対スル意義ヲ會得セシムベシ

(中略・引用者)漢文講読ハ読方及解釈、暗誦ヲ課シ其ノ材料ハ邦人ノ著作及漢籍中ヨリ平易雅馴ナルモノヲ選ビ我ガ国ノ徳教ニ関係アルモノヲ主トシ文学趣味ノ涵養ニ資スベキ詩文ヲ加フベシ

(「国語漢文」より)

(下線・引用者)

このように昭和10年代に入ると、漢文は「国語トノ関係」が一層強調されるようになったと指摘できる。この「中学校教授要目改正」の解説である「中等学校改正教授要目の趣旨」<sup>10)</sup>(昭和12年5月文部省解説)を次に引用しておく。

今回の要目改正が、国体の本義を一層明徴ならしむる旨趣に出でたものである事はいふまでもなく、各科ともこの同じ目的の下に改正に着手したのであるが、(中略・引用者)国語漢文は国民精神の涵養上極めて重大な学科目である。

高等学校に於ける学科目は国語及漢文であるが、中等学校では国語漢文となつてゐる。これは今日の情勢からみて、両者別々に取扱ふべきでなく、相関連せる一科とすべしとの見地から来たのであつて、此の点を更に徹底させる事が必要である。

国語と漢文を「相関連せる一科」とするということは、「今日の情勢からみて」、すでに実用語としての地位を低下させていた漢文が、この時点で国語科に統合されつつあったという見方もできる。漢文が国語科の一科目となるのは、昭和戦後期において唐突に始められたことではなく、戦前からその兆候を示していたと考えられる。

さらに「邦人ノ著作及漢籍中ヨリ平易雅馴ナルモノヲ選ビ」云々の文言に関しては、以下のような解説がなされている。

漢籍中といふのは、ここでは支那人の書いた漢文を意味する。以前の要目には「邦人ノ著作ニ係ルモノヲ

主トシ更ニ徳教ニ関係深キ漢籍ヨリ之ヲ選ブベシ」とあつたが、漢文では、邦人の著作より支那人の著作によいものが多く、又邦人の著作は必ずしも平易だとは定らないので、今度は取材の範囲を広め邦人の著作及漢籍中よりとしたのである。「雅馴」といふのは、上品で耳なれたものといふ程の意味に用ひたのである。

このように改訂の理由に関しては、「今回の要目改正が、国体を一層明徴ならしむる旨趣に出でたものであることはいふまでもなく」、つまり国体明徴と関係があると、ということが冒頭において明言されている。その上で「国語漢文は国民精神の涵養上極めて重大な学科目であると共に、他の諸学科目と密接な関係を有し、諸学科目の基礎をなすものである」として、「国語漢文」と「国民精神の涵養」との関係が述べられている。

だがその一方で、昭和6年の教育課程にあった「邦人ノ著作ニ係ルモノヲ主トシ」という文言は削除された。つまり国体明徴や「国民精神の涵養」を主眼としつつも、日支友好の観点からか、日本漢文教材重視の方針は弱められたのが昭和12年の改訂の特徴であるといえる。教材は「邦人ノ著作及漢籍中ヨリ平易雅馴ナルモノヲ選ビ」、また内容は「我ガ国ノ徳教ニ関係アルモノヲ主トシ文学上の趣味ノ涵養ニ資スベキ詩文ヲ加フベシ」とされ、徳育を主としつつも「文学上ノ涵養」という情操陶冶の面も付加された。この件に関して、解説には「漢文では、邦人の著作より支那人の著作によいものが多く、又邦人の著作は必ずしも平易だとは定らないので、今度は取材の範囲を拡め」たと説明され、国体明徴の世論とは裏腹に慎重な方針へと改められることとなった。

当時の日本政府は蒋介石の国民政府と対立しつつも満州国や汪兆銘の南京政府とは手を結んでおり、「支那事変は戦争ではない」という複雑な見解をとっていたことを考え合わせると、あくまで日支友好を演出し、過激な世論や政治運動を牽制しようとしていた政治的意図が、漢籍を擁護する教育方針に反映されていたのではないかと推測することもできる。

この1937(昭和12)年の「中学校教授要目改正」から2年後の1939(昭和14)年2月、「中学校教授要目」中「国語漢文」の一部だけが改正された。

中学校教授要目中左ノ通改正ス

国語漢文ノ要目第五項中「詩文ヲ加フベシ」ヲ「詩文ヲ加ヘ更ニ高学年ニ在リテハ成ルベク現代支那ノ理解ニ資スベキ適正ナル時文ヲ加フベシ」ニ改ム

(昭和14年「中学校教授要目改正」<sup>11)</sup>)

(下線部・引用者)

引用文の下線部に着目すると、この改正が「現代支那

ノ理解」という時局の要請に基づくものであることは明らかであろう。

以上、本節では昭和戦前期の漢文をめぐる教育課程の変遷を検証した。昭和初期の漢文教育は、漢文そのものの実用性が低下する一般社会の流れを受けて、国語との関連や「国民精神の涵養」という観点から生き残りの道を図っていた。だが再び「支那人の著作」が教材として見直され、またその中に「現代支那ノ理解ニ資スベキ適正ナル時文」が加えられた。この時代の漢文教育においては、国体明徹や国際関係といった困難な時局が反映されていたといえる。

### 3. 昭和戦前期の漢文教育言説

#### 3-1. 明治末～大正期の漢文教育縮減論

本節では、前節で取り上げた教育課程の時代背景を示すために、『国語教育史資料』（1981）収録史料を用いて漢文教育に関する言説・論争を検討してみる。まず本項では明治から大正期にかけて興隆した漢文教育批判を取り上げて、「漢文が不要な理由」として当時どのような項目が指摘されていたのかをまとめておく。

まず坂田忠治郎（山形県米澤中学校教諭）の論文「中学校に於ける国語及漢文科の教授につきて」<sup>12)</sup>をとり上げて、明治30年代後半の漢文廃止・縮減論の内容を検討してみたい。この論文は明治38年に雑誌『教育界』に掲載されたもので、中学校の国語及び漢文科の教授のあり方について論及したものである。

坂田の論文は、まず「丙、漢文科の地位及其の教授の目的につきて」の節において「中学校に於ける漢文科は、国語科の補助学科たるべし」として、漢文科よりも国語科を優位に位置づけるよう主張している。さらに「現今保存論者の言ふ所、多くは漢文と漢字漢語及び漢学とを混同せり」「清国との交通に必要なものは清語なり、支那時文なり、漢文は支那現時の普通文に非ず」と述べて、漢学不要論を説いた。その論の根拠については以下のように説明されている。

我国数百年来漢文を寵用せし結果、国文が漢文の影響を受けたること甚だ大にして、現時吾人が使用せる所の普通文体なるものは、漢文直訳体の稍変形せられたるものにして、外貌は国文なるも、内容は殆ど漢文の文脈を襲用せり、因て斯の文体もて事を叙せんとするには、勢ひ多少漢文の構成を知らざるべからず、而して又平素漢文に遭遇する場合も甚だ少しとせず、是に由りて高等なる普通教育を司どれる中学校の教科には、漢文の講読を置くを必要とし、而して之を国語の補助とするを至当とす。

それ漢文科は国語科の補助たり、漢文科を置くの目的は漢文の爲めにするものに非ずして、国語の爲めにするものなり、故に平易なる文章の講究に慣れしむれば可なり、近時漢文選艱澁に失し、生徒をして字句の解釈にのみ、汲々たらしむるの弊をなせり、是れ漢文科を置くの目的に合はざるなり、猛省せざるべからず。

その主張を要約すると、「漢学」はもはや不要だが、日本語が漢字仮名交じりの文語体を用いている以上「漢文」の学習は必要である、とまとめることができる。明治前期の国語概念未成立・漢文教育優位の時代とは異なり、明治30年代後半には学校教育において国語の概念が定着していることが読み取れる。

次に大正時代の漢文縮減論の一例として、国文学者・芳賀矢一の論文「中学校に於ける漢文を廃止せよ」<sup>13)</sup>を検証してみる。この論文は1918（大正7）年、『国語教育』（育英書院）に掲載されたものであるが、ここでも当時の漢文教育が批判されている。以下にその一部分を引用しておく。

今日の漢文教授の実際を見るに、実に無用な文字を教へてゐる。漢文の古典にあらはれた文字は日本の国家社会には何等関係もない、否支那の今日にも不必要な文字が沢山ある。文字もあるし、文句もある。故事もあり、典故もある。それを一年生から順次教えて行く。昔のやうな漢学者を養成するには必要なものかも知れぬが、今日の中学生の最多数のものには生涯 unnecessary なものを、むやみに詰込んで教へて行くのである。時間の不経済といはうか、知力の消耗策といはうか、実に間違つたことである。それが一週間に数時間といふので、専門の教師が他の学科と同じやうに、最善を尽してやらせるのであるから、生徒の負担は大したものである。教育する以上はその効果が無ければ何にもならぬ。然るに事実上この漢文教授がどれ程役に立つことか。今日の作文力にどれ程の影響を与えてゐるか。多少の効果はあるのは勿論であらうが、それが果して生徒の負担に相当するだけの価値があるであらうか。

さらに日本語が漢文の影響を受けているのは「漢文に圧倒されていた変態時代の遺風」であるから、「一日も早く之を除去しなければならぬのではないか」という。

日本の漢学は、千年以上から殆ど国語として使用して来たもので、今更之を全然排斥するやうなことは愚であるが、併しなるべく平易な文章を用ひ、国語と名のつき、国文と名のつく以上、義務教育を終へたもの

には、誰でも分る位にはしたいものである。国語は国民一般の国語で、高等教育を受けたものの語ではないのである。罪人が判事の判決を受けても、その意味は何も分らぬのである。聞く所によれば、書く判事でさへも随分骨が折れるさうである。まことに変なことである。罪人の判決文が分らぬのは自業自得として、国民の全体は法律文を読んでも、意味が分らず、其の諭示、訓示の文でも分らぬことが多い。かういふことで、どうして知識の普及が出来ようか。挙国一致という団結が固く出来ようか。誠に心細い次第である。

漢文の素養が無ければ文章が出来ぬといふのは昔風の漢文句調の文章を書かせようといふからで、それが已に旧思想なのである。さういふ人の書いた文章よりも、否文章軌範のつてある韓柳其の他の名家の漢文よりも、今の小学生や中学生が口語で綴つた文章の中に、現代の日本人から見れば、もつと適切な、情到り、意尽せる名文があるのである。それを近来は誤字を書く人が多いとか、文章が悪いとか非難して、漢文を課さうといふのは、頭からその標準とする所が間違つて居るのである。

「罪人の判決文が分らぬのは自業自得」という部分に関しては今日の視点からすると不適切な発言であるといえるが、この主張の「漢文・漢字の縮減」という点は、昭和戦後期の教育政策・国語改革に通じるものであると指摘できる。その一方で、この論文においては予想が外れている部分も存在している。

独逸では理科へ進む学生には早くから拉丁希臘のやうな古典を廃して居つた。英吉利は最も多く古典を課した国であつたが、今度の大戦に鑑みて、大に其の輕減論廢止論が盛になつて来た。もう実行の緒に就いたかも知れぬ。日本がぐずぐずしては、世界の落伍者となつてしまふ。

国語教育は国家の近代化と強く関連するものであるが、「古典教育の存廢」と国家が「世界の落伍者」になることの間にはどのような関係があるのかを証明することは難しい。まして古典を不要と決め付けて廢止することが、良い影響をもたらすとは限らない。

以上の言説から、大正期における言文一致の普及や国語学・国語教育の發展、児童文学や生活綴方運動、自由作文の普及という時代背景を受けて、漢文教育への問い直しが行われたことは推測できる。また、漢文廢止・縮減論は昭和戦後期以降に起こったことではないということや、その「なぜ漢文を学ぶのか」という問題意識は現代にも通底するものがあることが指摘できるだろう。

### 3-2. 昭和戦前期の漢文教育推進論

前項で実例を挙げたように、明治後期から大正期にかけて漢文縮減論が台頭していた。だがその一方で、大正の末から昭和初期においては漢文教育を再評価する意見が存在している。次に挙げる菅沼貴一の論文「中等学校漢文科教授の革新」<sup>14)</sup>は1929(昭和4)年に発表されたものであるが、そこでは漢文教授の目的は国民思想の涵養にあるとされ、漢文科を思想涵養上の至要教科、人間教育教科と位置づけている。また受験批判とも取れる部分もあり、漢文の普及を説く主張は、単なる国家主義の流行というだけで結論付けることはできない。当時台頭し始めていた受験勉強の弊害や、無味乾燥で形式的・機械的な学習を改革するための解決策として期待されていた面もあったのではないかと考えられるのである。ちなみにこの論文は斯文会刊の雑誌『斯文』に掲載されたが、「斯文会」は漢学者、すなわち漢文教育推進論者による団体である。この論文の主張は大体以下の4項目に要約できる。

#### ①教師の修養の大切さ

「凡てどの学科についても、教授法は枝葉の問題で、根底を成すものは教師の実力如何に在る。」

#### ②朗読朗吟の効用

「朗読朗吟といふ事も漢文教授とは離るべからざるものである。」「生徒に朗吟集の如きものを持たしめて適当に指導する時は、生徒の氣風を剛健に心情を典雅ならしめ、其の理解をたすけ、且つ其の語調の如きも自ら會得するに至らん。」

#### ③漢文教授のありかた

「漢文教授と語法教授とは離るべからざるものである。」

#### ④教科書改善の方策

「漢文科の目的が国民思想の涵養に在りすれば、其教材も自ら之に適合するものたることを要する。」「試みに低い学年教科書をみるに、其の教材は多く日本外史・大日本史・国史略等より採用してゐる点は結構である。」「高学年に於ては、論孟の如き古來国民精神に關係深き材料を採り、現行教科書の大部を占めてゐる支那人邦人の詩文の如きは之を減じ、李杜韓白の如き代表的詩人の傑作を加へて心情の陶冶に資し、併せて文学的趣味を養成する様にしたい。」

この論文においては、武家諸氏の歴史書である『日本外史』や『大日本史』といった国史系の漢文を低学年で扱い、高学年で「論孟の如き古來国民精神に關係深き材料」あるいは「李杜韓白の如き代表的詩人の傑作」を教材に加えて「心情の陶冶」「文学的趣味」を養成することが、主張されている。漢文の実用性ではなく、情操や

文学教育の面を主張しており、武家諸氏の歴史書である『日本外史』や中国漢詩の傑作、『論語』や『孟子』といった古典を精選して用いることが記述されている。

この他に当時の時代情勢を窺うことができる論文としては、石山脩平（東京高等師範学校教授）の「現代教育の動向と国語教育」（1938年<sup>15)</sup>を挙げることができる。その一部分を次に引用しておく。

事実上国語教育の目的論に於て、現在最も強い関心を寄せられてゐるのは、国民思想の涵養である。そしてこの点が昭和十二年三月の文部省訓令による中等諸学校及び高等学校の教授要目の改正に於ける枢軸となつてゐることは世上周知の事実である。

この引用部分から、国語教育と「国民精神の涵養」の関連を読み取ることができる。ただし当時の学校教育において「国民精神の涵養」に利用されていたのは漢文だけではないし、その背景には社会全体の風潮が関連していたことは言うまでもない。

以上、本節の検討では、漢文教育に対する批判は明治30年代の教育制度確立期から始まっていたことと、そこで「国民精神の涵養」という、言語能力の育成とは異なる次元の論理から漢文教育が見直されたことが指摘できる。また、漢文教育に対する批判の具体例としては、漢文の実用性の低さや漢字・漢語の難解さなどが指摘されているが、それらは現在の教育者や学習者が抱く漢文学習への疑問とも共通するものではないだろうか。

#### 4. 昭和戦前期漢文教科書の編纂方針

本稿では第2・3節において教育課程や教育言説の検討を行なったが、次に本節では昭和戦前期の漢文教科書の具体例として大東文化協会編『皇国漢文読本編纂趣意書』（東京開成館、1937年）に着目し、1937（昭和12）年の「中学校教授要目中改正」に準拠した漢文教科書の編纂方針を分析してみる。この大東文化協会編『皇国漢文読本』は、その本文中に1937（昭和12）年の「中学校教授要目中改正」準拠の教科書であることが記されている。また、近年では二松学舎大学附属図書館の平成28年度企画展「三島中洲と近代其四 戦争と漢学」で昭和戦前期の代表的な漢文教材として取り上げられたものである。なお、今回の分析には国立国会図書館所蔵本を使用した。

大東文化協会編『皇国漢文読本』は1937（昭和12）年に刊行され、全五巻（入門篇、第二～五学年用）が存在する。第一巻は「入門篇」と位置づけられている。採用されている教材は『日本外史』『十八史略』といった和漢の歴史書、『論語』『孟子』といった古典など、従来の

漢文教科書の特徴を引き継いでいる。そのなかで特徴のある教材を挙げるとすれば、第二学年用（第二巻）に収録されている「七十四 山田長政伝」「七十五 題寛永御朱印船図」が挙げられる。いずれも南洋との交易に関連する教材であるが、背景に第一次世界大戦後の日本の南洋諸島委任統治や南洋進出の時局が背景に存在すると考えられ、国際色のある教材といえる。

この『皇国漢文読本』の解説書である『皇国漢文読本編纂趣意書』（東京開成館、1937年）は全一卷で、その内容は編纂趣意書・教材の解説・総目次で構成されている。

このうち最初に収録されている編纂趣意書の記述は、以下の五つの項目が立てられている。

- [一]緒言
- [二]国民教育上漢文の位置
- [三]我が国現代と漢文科の使命
- [四]既刊漢文教科書の欠陥
- [五]本教科書の特徴

第二項目「国民教育上漢文の位置」では、その思想面と言語面が指摘されている。そこで「漢文学の内容をなすもの」として「穩健中正なる儒教思想」「高遠幽玄なる仏教思想」「虚無恬淡なる老莊思想」が挙げられており、「此等東洋思想は世界精神文化の至宝」であり「我が国固有の思想を培養輔翼」するものであるという。また、漢学伝来以来「漢語は全く国語と融和し」、「漢文は現代国語の根幹」であるとして、漢文と国語との関連が述べられている。ここでは国語に関連する漢字・漢語の学習が重視されており、逆に幕末～明治前期に重視されていた漢詩文の作成能力に関しては言及されていないことが指摘できる。

次に第三項目「我が国現代と漢文科の使命」を引用しておく<sup>16)</sup>。

翻つて現代時勢の趨向を考ふるに、漢文教育振興の要愈、急なるものあり。即ち、

(甲) 世界の東洋は欧州大戦後一変し、西洋文物偏重の非を悟りて、東洋文物の価値を認識し、特に東洋精神闡明の必要を認むるに至れり。而して東洋文物の研究と東洋精神の闡明とは、一に漢文科に須たざるべからず。

(乙) 従来の教育は智育偏重に傾き、為に幾多の弊害を生ずるに至れり。之を救ふの道は道徳的教科及び情操的教科の進講に在り。而して漢文は穩健中正なる道徳的要素と高古典麗なる文学的情操に富めること殆ど其の比を見ず。故に之が振興は現代教育の病弊を救ふに適せり。

(丙) 我が国は今や東亜の雄邦として、東洋平和の維持者たるの地位に在り。東洋の平和を維持せんには深く東洋を理解せざるべからず。東洋の理解は漢文を措きて之を求むべからざるなり。

(丁) 国勢の振張はまた経済の発展に俟たざるべからず。思ふに世界の経済戦は東亜の天地に於て將に其の輸贏を決せんとす。此の時に當り我が国が欧米列強に比して遙に有利なるは、満州国及び中華民國と同文の国なるに在り。国勢の発展を冀ふもの豈漢文を忽にすべけんや。

第四項目「既刊漢文教科書の欠陥」の記述によると、「従来の漢文教科書」は「因襲に拘り」「漢文科の現代教育に於ける地位・使命を深く省察して編纂せられたるもの少なき」と指摘されている。

第五項目「本教科書の特徴」では、1937（昭和12）年の「中学校教授要目中改正」の方針（具体的には「国民精神の涵養」「国語との関係」「精神生活に対する意義」の三点）に準拠し、「旧来伝襲する所の人口に膾炙せる名文は普く之を収載すると共に、新見地に立ちて諸種の新教材を採択」したことが始めに明言されている。次に編纂方針としては次の6つが示されている。

- (甲) 国体精神の明徴
- (乙) 徳育の振張
- (丙) 東洋思想の闡明
- (丁) 文学趣味の涵養
- (戊) 実用知識の取得
- (己) 現代東洋の理解

ここでこの6つの項目の内容について検討しておく。

まず「(甲) 国体精神の明徴」では、具体的には「六国史を始め古来著名なる国史・皇典より博く教材を採択」することで「国民道徳の帰趣を指示し、国体精神の明徴に力を注げり」と示されている。「六国史」とは、律令国家時代に編纂された官撰の歴史書（『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『文徳実録』『三代実録』）である。そのためここでは朝廷を中心とした歴史書が挙げられているが、総目次を確認すると従来の漢文教科書でも採用されていた『日本外史』などの「皇典」以外の歴史書も収録されていたことが分かる。

「(乙) 徳育の振張」の方策としては、「儒教」から「国民道徳に適合する教材を採択」することが挙げられている。「(丙) 東洋思想の闡明」の具体例としては「諸子百家の思想を窺知するに足る教材を採択」とあり、「漢文は東洋思想の宝庫」であると述べられている。「(丁) 文学趣味の涵養」では「古今の名詩文を採択」し、「(戊) 実用知識の取得」では「現行国語の根幹」をなす「漢字・

漢語」の習得に留意することが述べられている。「(己) 現代東洋の理解」は「正真に現代東洋を認識せしめんが為に、歴史教材を多分に採択し、更に現代的知識をも取得せしめんが為に時文教材を交へ、且満州国に関する教材をも収載せり」とある。その教材の具体例としては第三学年用（第三巻）の「六十三 満州国国歌」、第五学年用（第五巻）の「五十四 日滿議定書」が挙げられる。これは昭和12年の「中学校教授要目中改正」の方針に対応しており、時事問題に関連した教材である。

以上の『皇国漢文読本編纂趣意書』で述べられている1937（昭和12）年「中学校教授要目中改正」準拠の漢文教科書の編纂方針の特徴を、次にまとめてみたい。

まず「国体精神の明徴」の面では、従来から漢文教科書に採られていた教材の教材を精選して、学習の意義を国民道徳・国体精神に定義し直しているといえる。その一方で「現代東洋の理解」に関する教材として、「現代東洋を認識せしめんが為」の「歴史教材」や「時文教材」「満州国に関する教材」といった、新しい教材が採られている。題名において「皇国漢文」と銘打たれている割には「東洋思想の闡明」「現代東洋の理解」といった日本以外の漢文も重視されていることは特徴的であるが、そこに当時の日本の情勢を反映した国際性が採り入れられていたと考えることができる。

## 5. まとめ

以上、本研究では国語教育史の視点から昭和戦前期漢文教育の動向を検討した。

昭和戦前期の中等教育における漢文のあり方を検討した。まず第2節では昭和戦前期の漢文教育課程史を検討し、第3節では『国語教育史資料』の収録史料を用いて昭和戦前期の漢文教育言説を考察した。そして第4節では大東文化協会編『皇国漢文読本編纂趣意書』（東京開成館、1937年）をもとに、当時の漢文教科書の編纂方針を分析した。昭和初期の漢文教育は漢文そのもの実用性が低下する一般社会の流れを受けて、「国民精神の涵養」という意義を担うことで生き残りの道を図っていた。その過程で国語との関連が強調される一方、「現代支那ノ理解ニ資スベキ適正ナル時文」が教材に加えられるなど、国体明徴や国際関係といった困難な時局を反映していたことが明らかになったといえる。

このように漢文教育の再評価が社会情勢と関連づけて行われることは、現代の国語科における「伝統的な言語文化」においても看取できるであろう。例えば、現代学校教育を取り巻く時代情勢のキーワードとして「知識基盤社会」「国際化」という2つの視点が挙げられるが、「アイディアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争」が行われる現在の「知識基盤社会」「グローバル化社会」

では「異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大」させているといわれている。そういった社会で生きるには、自国の言語文化について知ることの重要性も高まっているといえる。具体的には、IT化による漢字文化の変容・常用漢字表の改正と常用漢字の増加が和製漢語・漢文の再評価に関連することと、グローバル化の流れがむしろ「伝統的な言語文化」（古文・漢文）という日本人のアイデンティティの再評価へとつながるということである。しかしながら、時代に応じて古典学習の捉え直しを行う必要はあるものの、それが一方的で一時的な社会観・教育観に偏らないよう、教育史研究を踏まえて十分に検討しておく必要があると考える。

#### 【注】

- 1) 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年～一九〇二（明治三五）年——」『国語教育史研究』第13号、国語教育史学会、2012年、p. 20
- 2) 1)に同じ、p. 24参照。なお、明治期漢文教育の役割については次のように要約されている。  
「明治期の漢文教育は、漢文読解力を育て、「漢文訓読体」により文章表現力を育て、あわせて漢文の修辭法を身につけさせ、日本人の思考力と読書力及び表現力の培養に大きな貢献をした。国民の心の流通と思想の形成に培う「言文一致体」の創造は次の時代の課題であった。」(pp. 24-25)
- 3) 増淵恒吉編『国語教育史資料 第五巻 教育課程史』（東京法令、1981年、pp. 70-71）参照。
- 4) 1)に同じ、p. 20参照。
- 5) 石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』（湘南社、2009年）pp. 160-196参照。
- 6) 3)に同じ、p. 134所収の「中学校令施行規則中改正」（昭和六年一月十日文部省令第二号）「第二章 学科及其ノ程度 第七条」より引用した。
- 7) 古田島洋介「日本漢詩文の衰亡曲線—漢詩文の伝統はいつ滅びたのか？—」（東アジア比較文化国際会議日本支部編・発行『東アジア比較文化研究(5)』、2006年、pp. 68-79）参照。
- 8) 3)に同じ、pp. 137-138所収の「中学校教授要目改正」（昭和六年二月七日文部省訓令第五号）の「国語漢文」の章より引用した。
- 9) 3)に同じ、pp. 138-139所収の「中学校教授要目中改正」（昭和十二年三月二十七日文部省訓令第九号）より引用した。
- 10) 3)に同じ、pp. 140-143所収の「中等学校改正教授要目の趣旨」（昭和十二年五月文部省解説）より引用した。
- 11) 3)に同じ、p. 143所収の「中学校教授要目中改正」（昭和十四年二月九日文部省訓令第三号）より引用した。
- 12) 野地潤家編『国語教育史資料 第一巻 理論・思潮・実践史』（東京法令、1981年、pp. 46-47）所収の山形県米澤中学校教諭・坂田忠治郎「中學校に於ける國語及漢文科の教授につきて」（明治38年4月金港堂刊・雑誌『教育界』第四卷第六号に掲載）より引用した。
- 13) 12)に同じ、pp. 174-175所収の東京文科大学教授文学博士・芳賀矢一「中學校に於ける漢文を廢止せよ」（大正7年9月1日、育英書院刊『国語教育』第三卷第九号に掲載）より引用した。
- 14) 12)に同じ、pp. 266-268所収の菅沼貴一「中等学校漢文科教授の革新」（昭和4年9月1日、斯文会刊、雑誌『斯文』第一編第九号掲載）より引用した。
- 15) 12)に同じ、p. 275所収の石山脩平「現代教育の動向と国語教育」（昭和13年5月1日、育英書院刊『国語教育』第二三卷第四号掲載）より引用した。
- 16) 大東文化協会編『皇国漢文読本編纂趣意書』東京開成館、1937年、pp. 4-6

（にしおか さとし・甲子園学院高等学校非常勤講師）